

## チャレンジ遊佐定着支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊佐町地域おこし協力隊設置要綱に基づく遊佐町地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を退任した者に対し、退任後も本町に住み続けるための生活支援としてチャレンジ遊佐定着支援金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 チャレンジ遊佐定着支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 隊員として3ヶ年度以上活動した者で、退任の日の翌日（以下「基準日」という。）から引き続き遊佐町に2年以上居住予定の者
- (2) 町税、国民健康保険料その他町に納付すべき租税公課等について滞納のない者

(交付額)

第3条 支援金として交付する額は、以下のとおりとする。

- (1) 交付対象者のうち、有償で不動産物件を借り受け居住している者 月10万円
- (2) 交付対象者のうち、前号以外の者 月8万円
- (3) その他、町長が認めた額

(交付期間)

第4条 支援金を交付する期間は、交付を開始した月から最長2年とする。

(交付の申請及び請求)

第5条 交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、チャレンジ遊佐定着支援金交付申請書（様式第1号）及びチャレンジ遊佐定着支援金請求書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請日は基準日とする。

- (1) 誓約書（申請日から2年以上居住することとする。）
- (2) 住民票の写し
- (3) その他、町長が認めた書類

(審査方法)

第6条 町は、チャレンジ遊佐定着支援金認定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次に掲げる場合に審査会を開催する。

- (1) 前条の申請があった場合
- (2) 申請者の就業・生活状況等について審査する必要がある場合

2 審査会は、副町長、総務課長、企画課長、産業課長をもって構成する。

ただし、状況に応じ、町長が認める者を含めることができる。

3 審査会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。

4 審査会は、申請者の就業・生活状況並びに定住に向けての意思を総合的に考慮し、別に定める運用基準により、交付可否及び交付金額を判定し、町長に報告する。

5 審査会の運営に必要な事項については、委員長が別途定める。  
(交付の決定)

第7条 町長は、第5条の申請及び請求を受けたときは、前条の報告により、適当であると認めた場合は、チャレンジ遊佐定着支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の決定の取消)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは、支援金の全部又は一部の交付を取り消すものとし、チャレンジ遊佐定着支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽又はその他不正行為並びに不正な手段により交付決定を受けたとき
- (2) 申請単位の2年間で、2年未満の期間に転出又は居住拠点を遊佐町から移したとき  
(以下「転出等」という。)
- (3) その他、町長が不相当と認める事由が生じたとき

2 申請者は、基準日から起算し2年未満の期間において転出等が生じたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、転出等の事実を確認するため、誓約書に基づき住民基本台帳の閲覧その他必要な方法により事実確認を行うものとする。

4 町長は、転出等の事実確認ができた場合は、転出日又は居住拠点を移転した日（以下「転出日等」という。）をもって交付決定を取り消すものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、チャレンジ遊佐定着支援金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて次に掲げる金額の返還を命じることができる。

- (1) 転出日等を含む月の前月までに交付された支援金の2分の1の額
- (2) 転出日等を含む月以後に交付された支援金の全額
- (3) 前条第1項の(1)により支援金の交付取り消しを受けた場合、交付された支援金の全額

(他の助成制度との調整)

第10条 チャレンジ遊佐定着支援金は、遊佐町地域おこし協力隊起業等支援補助金制度と併用することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。